

平成14年 第3回沼田町議会臨時会 会議録

平成14年 6月28日(金)
午後 4時 42分 開会

1. 出席議員

議長	1番	久保	寛	議員	4番	吉田	好宏	議員
	2番	野道	夫	議員	3番	室田	俊朗	議員
	5番	中村	進	議員	6番	山田	英次	議員
	7番	橋場	守	議員	8番	大沼	恒雄	議員
	9番	横山	忠男	議員	10番	山木	一男	議員
	11番	谷口	清治	議員	12番	吉田	俊一	議員
	13番	絵内	勝己	議員	14番	杉本	邦雄	議員

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長 西田篤正君

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

助役	市橋	忠晴	君					
総務課長	平木	昭良	君					
財政課長	辻山	典哉	君	農業振興課長	矢野	潔	君	
住民生活課長	辻	広治	君	健康福祉課長	中村	幸雄	君	
建設課長	野々宮	宏	君					
旭寿園々長	野原	耕次	君					

5. 教育委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

教育長 篠田繁彦君 次長 金平嘉則君

6. 農業委員会会長の委任を受けて出席した説明員

事務局長 (矢野 潔) 君

7. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長 金子幸保君 議事係長 浅野信行君

8. 付議案件は次のとおり

(議件番号)	(件名)
	会議録署名議員の指名 会期の決定
議案第 62 号	沼田町養護老人ホーム（和風園）改築工事（建築主体）の請負契約について
議案第 63 号	沼田町養護老人ホーム（和風園）改築工事（機械設備）の請負契約について
議案第 64 号	沼田町養護老人ホーム（和風園）改築工事（電気設備）の請負契約について
議案第 65 号	町道更新 3 号支線 更新 4 号橋架換工事の請負契約について
議案第 66 号	平成 1 4 年度沼田町水道事業会計補正予算について
議案第 67 号	特別職の常勤職員の給料月額及び支給の特例に関する条例について

(欠席～藤間収入役、松田課長、半田園長)

16時42分 開会

(開 会 宣 言)

○議長（吉田好宏議長）これより本日をもって招集されました、平成14年第3回沼田町議会臨時会を開会致します。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

(会議録署名議員の指名)

○議長（吉田好宏議長）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、12番吉田俊一議員、14番杉本議員を指名致します。

(会期の決定)

○議長（吉田好宏議長）日程第2、会期の決定を議題と致します。お諮り致します。本臨時会の会期は、本日1日間に致したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間に決しました。

(一 般 議 案)

○議長（吉田好宏議長）日程第3、議案第62号、沼田町養護老人ホーム（和風園）改築工事（建築主体）の請負契約についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（野々宮 宏課長）議案第62号、沼田町養護老人ホーム（和風園）改築工事（建築主体）の請負契約について。下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって、議会の議決を求める。ただし、設計変更に伴う必要があるときは、請負金額の10%以内において変更することができる。

《以下、契約内容の説明》

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第62号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第4、議案第63号、沼田町養護老人ホーム（和風園）改築工事（機械設備）の請負契約についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（野々宮 宏課長）議案第63号、沼田町養護老人ホーム（和風園）改築工事（機械設備）の請負契約について。下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって、議会の議決を求める。ただし、設計変更に伴う必要があるときは、請負金額の10%以内において変更することができる。

《以下、契約内容の説明》

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第63号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

(一 般 議 案)

○議長（吉田好宏議長）日程第5、議案第64号、沼田町養護老人ホーム（和風園）改築工事（電気設備）の請負契約についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（野々宮 宏課長）議案第64号、沼田町養護老人ホーム（和風園）改

築工事（電気設備）の請負契約について。下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって、議会の議決を求める。ただし、設計変更に伴う必要があるときは、請負金額の10%以内において変更することができる。

《以下、契約内容の説明》

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入りますご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第64号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第6、議案第65号 町道更新3号支線 更新4号橋架換工事の請負契約についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（野々宮 宏課長）議案第65号、町道更新3号支線 更新4号橋架換工事の請負契約について。下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって、議会の議決を求める。ただし、設計変更に伴う必要があるときは、請負金額の10%以内において変更することができる。

《以下、契約内容の説明》

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入りますご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第65号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第7、議案第66号。平成14年度沼田町水道事業会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（野々宮 宏課長）議案第66号。平成14年度沼田町水道事業会計補正予算について。平成14年度沼田町水道事業会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成14年6月28日提出、沼田町名でございます。

《以下別冊、補正予算（第1号）を説明》

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入りますご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第66号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第8、議案第67号。特別職の常勤職員の給料月額及び支給の特例に関する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（平木昭良課長）議案第67号。特別職の常勤職員の給料月額及び支給の特例に関する条例について。特別職の常勤職員の給料月額及び支給の特例に関する条例を別紙のとおり提出する。

平成14年6月28日提出、沼田町名でございます。

《以下、条例を説明する》

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入りますご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第67号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

（閉 会 宣 言）

○議長（吉田好宏議長）以上で、本臨時会に付議された案件、全てを終了致しました。

これにて、平成14年第3回沼田町議会臨時会を閉会致します。ご苦労様でした。

16時56分 閉会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員